

ご利用の方法

当ステーションまでお気軽にご相談ください。

Tel 049-299-4048

携帯 070-8391-5313

自立支援医療制度を利用することができます

精神障がい者保健福祉手帳 1級・2級	負担なし
生活保護世帯の方	
福祉医療費受給者証をお持ちの方	
自立支援医療受給者証をお持ちの方	1割負担
上記以外の方	保険証により1~3割負担

●訪問は週1回から週3回までご利用可能です。1回あたりの訪問時間は目安35分~40分程度になります。

●自立支援医療制度により世帯収入に応じた自己負担額の上限額が設定される場合があります。

よくある質問

Q: 精神科訪問看護は何歳から利用できますか？

A: 精神疾患があり、通院している方であれば何歳からでもご利用いただけます。

Q: 介護保険サービスを上限一杯使っているのですが、使えますか？

A: 精神科訪問看護は医療保険に該当するサービスです。今お使いいただいている介護サービスを変えらることなく、追加サービスとしてお使いいただけます。ただし、ご自身の状態によっては、訪問看護において介護保険が優先されることもあります。

所在地



〒350-0225 埼玉県坂戸市日の出町31-8
サンライズプラザA203

対応地域

- 訪問エリア
坂戸市、鶴ヶ島市、他周辺の市町村

営業時間

- 営業日 月曜~金曜
 - 営業時間 9:00~17:00
 - 休業日 土曜、日曜 12/30~1/3
- ※営業日、営業時間外の訪問については応相談

事業所情報

事業所名称	訪問看護ステーション ラボリ
開設年月日	2024年10月1日
サービス	指定訪問看護 指定介護予防訪問看護
TEL	049-299-4048
携帯	070-8391-5313
FAX	049-299-4049

合同会社ラボリ

精神科訪問看護

訪問看護ステーション
ラボリ



LABORI

Tel 049-299-4048

携帯 070-8391-5313

ホームページ

<https://labori-saitama.com>

精神科訪問看護とは



精神科訪問看護では、精神疾患をお持ちの方のご自宅や入所施設に看護師が伺い看護ケアを提供いたします。病気(症状・お薬)との付き合い方や生活(学校・仕事・家事等)のお困りごとについて時間をかけて寄り添います。調子が良い時も、そうでない時も、一緒に時間を過ごし、好きなこと、嫌いなこと、得意なこと、苦手なことに向き合いながら地域での日常生活を安心して過ごせるようにご利用者様やご家族様の要望にあった看護ケアを提供いたします。それぞれ抱えている悩みや困っていることをお気軽にご相談ください。以前より生活が楽しくなった、生きがいを持てるようになったと感じただけのよう、私たちが看護ケアをさせていただきます。

対象となる方

なんらかの精神疾患(てんかん含む)の診断を受けた方
精神科へ通院されている方

<主な病名>

- ・うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- ・統合失調症
- ・不安障がい
- ・知的障がい
- ・摂食障がい
- ・薬物などの精神作用物質による依存症

かかりつけ医との連携

精神科訪問看護はかかりつけ医(精神科)からの「精神科訪問看護指示書」に従ってご利用者様と看護サービスの契約を結び、訪問看護を行っています。症状やご自宅での生活状況の報告を行い、その変化に対して綿密に連絡を取り合っています。

看護ケアの内容

精神の安定につながることであれば、可能な範囲でご要望に応じます。

具体例

- ・体調の確認
- ・お薬の内服管理
- ・悩み、不安等の相談
- ・洗髪、足浴等の清潔面のお手伝い
- ・気分転換に一緒にお散歩に行く
- ・体操等の軽い運動
- ・家族様の支援



ラボリ独自のサービス

・受診同行サービス
・買い物同行サービス
(週1回以上ご利用の方へ月1回、受診同行or買い物同行のどちらかのサービスを無料でお手伝いします。)

・自社で就労継続支援A、B型事業所やグループホーム、児童発達支援センター等を運営しているため、様々なサポートが可能

・自立支援受給者証を新規で取得する際や更新時のお手伝い致します。

ご利用までの流れ

当事業所までご相談ください！



自立支援医療制度の申請状況を確認します

申請あり

申請なし

事業所側で申請のサポート

主治医に精神科訪問看護指示書を発行していただきます

ご利用開始

合同会社ラボリ

☎049-299-4048

☎070-8391-5313

(受付時間：月曜～金曜 9時～17時)

